

# 元気な地域づくり交付金実施要領の制定について

平成17年4月1日16農振第2365号  
農林水産省農村振興局長から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて

最終改正 平成18年4月3日17農振第2208号

元気な地域づくり交付金については、元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務官依命通知）をもって通知されたところであるが、この実施に当たり、別紙のとおり元気な地域づくり交付金実施要領を定めたので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内都府県知事に対しては貴職から通知されたい。

別紙

## 元気な地域づくり交付金実施要領

### 第1 趣旨

元気な地域づくり交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについては、元気な地域づくり交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるものとする。

### 第2 地域提案メニューについて

実施要綱別紙の元気な地域づくり交付金実施基準（以下「実施基準」という。）に掲げるメニュー以外であって、目的及び目標の達成に真に必要な施策（以下「地域提案メニュー」という。）に関し、実施要綱第2の3の規定による農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める規定は、以下のとおりとする。

#### 1 助成対象施策

(1) 地域提案メニューは、実施基準のメニュー及び事業実施主体に掲げられた内容以外の施策であって、実施基準に掲げられた目標その他地域が独自に設定する目標の達成に真に必要な施策として都道府県知事が認めたものについて助成対象とするものとする。

なお、地域提案メニューについては、指標との関連、必要性、施策内容等を地方農政局長と協議するものとする。

(2) 地域提案メニューは、実施基準に掲げるメニューと一体的に実施するものとする。

#### 2 交付率

地域提案メニューの交付率は、以下のとおりとする。

(1) 実施基準に掲げるメニューを補完する位置付けで行われる取組は、そのメニューと同率とする。

(2) (1)のほか、実施基準に示された目標の達成に必要と認められる取組は、定額（4/10以内）とする。

ただし、実施基準2の目的欄の4の中山間地域等の振興に係る取組は、定額（4.5/10以内）沖縄県については定額（2/3以内）とする。

#### 3 交付額

地域提案メニューに係る交付限度額は、当該年度における都道府県内の新規承認計画に係

る交付限度額の合計の2割を上限として、都道府県知事が算定するものとする。

### 第3 元気な地域づくり計画について

#### 1 計画主体

実施要綱第3の1の規定による農村振興局長が別に定める者は、市町村の区域を越える範囲を対象地域とする場合に当該地方公共団体が設置する協議会、一部事務組合及び広域連合とする。

#### 2 計画期間

実施要綱第3の3の(1)の規定により作成する元気な地域づくり計画の期間は、計画主体自らが元気な地域づくりに向けて自主的かつ自立的な視点から定める目標の達成を目指す期間として、3年間から5年間までの範囲内で設定するものとする。

#### 3 計画の対象地域

計画主体は、地域の実情を勘案し、農山漁村の活性化を図る上で適当と判断する範囲を元気な地域づくり計画の対象地域として設定できるものとする。

#### 4 計画の記載事項等

(1) 元気な地域づくり計画は、次に掲げる事項を定めるものとし、第10の(1)の元気な地域づくり計画書によるものとする。

ア 目標

イ 目標設定の考え方

ウ 目標を定量化する指標（数値目標）

エ 取組方針

オ 施策内容

カ 計画に対する住民意見の配慮状況

キ その他必要な事項

(2) (1)のウの目標を定量化する指標は、次の区分により設定するものとする。なお、これらの指標は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に即したものでなければならないものとする。

ア 必ず定めなければならない指標（必須指標）

農山漁村の活性化に向けた数値目標として別紙1に定める指標のうち、一以上のものを設定しなければならない。

イ 地域が任意に定める指標（地域設定指標）

地域の実情に即した独自の数値目標を計画主体の判断により設定することができる。

(3) 計画主体は、元気な地域づくり計画を作成した場合には、これを公表するものとする。

この場合、計画主体は、元気な地域づくり計画が単なる施策の実施を目的とするものではなく、地域の創意と工夫に基づき、施策の実施を契機とした農山漁村地域の活性化を目指す計画内容とするとともに、農林漁業者・関係者のみならず、広く地域住民の意向を踏まえたものとなるよう、関係市区町村での縦覧、インターネットのウェブサイト及び広報誌への掲載等により地域住民に公表することに努めるものとする。

#### 5 計画の審査基準

実施要綱第3の3の(3)の規定による都道府県知事による元気な地域づくり計画の審査基準は、以下のとおりとする。

(1) 地域の創意工夫による地域づくりのための目標及びそれを定量的に評価するための具体的な数値目標である指標が、適切に設定されていること。

(2) 元気な地域づくり計画に記載された施策の総合的な実施が、目標及び指標の達成に資すると認められること。

(3) 計画の内容が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定

されている農業振興地域整備計画その他の関連計画と整合が図られていること。

(4) 計画の内容が、非受益者を含む地域内住民の意見に配慮したものであること。

(5) 実施基準に定める施策ごとの要件を満たしていること。

## 6 都道府県実施計画の提出及び協議

(1) 実施要綱第3の3の(3)の規定による都道府県実施計画の作成は、第10の(2)の元気な地域づくり交付金都道府県実施計画書によるものとする。

(2) 都道府県実施計画の提出を受けた地方農政局長は、5の審査基準の(1)及び(2)の観点から都道府県実施計画について都道府県知事と協議を行い、その内容を農村振興局長へ報告するものとする。

(3) 農村振興局長は、別に定めるところにより、都道府県実施計画に掲げられた指標ごとの目標水準等の5の審査基準を基に、元気な地域づくり計画としての順位付けを行い、より高い施策の効果の発現が見込まれる元気な地域づくり計画が優先されるよう、予算の範囲内で地方農政局ごとの配分枠及び当該年度予算額を算出し、その結果を地方農政局長へ連絡するものとする。

(4) 地方農政局長は、(3)の規定に基づく都道府県ごとの配分候補計画、交付限度枠及び当該年度予算枠を都道府県知事へ提示するものとする。

## 7 計画の承認

都道府県知事は、6の(4)の規定による提示の範囲内で、当該年度の承認計画、計画ごとの交付限度額及び当該年度予算配分額を決定し、計画主体へ承認の通知を行うものとする。

なお、都道府県知事は、6の(4)の都道府県ごとの交付限度枠を増額する場合は、地方農政局長と協議するものとする。

## 8 計画の変更

(1) 実施要綱第3の4の規定による元気な地域づくり計画の重要な変更は、目標、指標の変更及び廃止並びに追加とする。

(2) (1)の変更に該当しない元気な地域づくり計画の事業実施主体の変更、計画期間及び事業期間の延長、計画区域の変更、地域提案メニューを含む施策の変更、廃止及び追加については重要な変更としないものとするが、都道府県知事は、これらの変更の結果について速やかに地方農政局長へ報告するものとする。

(3) 都道府県知事が計画主体の場合の計画変更は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

## 第4 施策の実施について

### 1 実施期間

(1) 実施要綱第4の1の規定による実施期間は、原則として1年間から3年間までとしているが、農業生産基盤整備等、3年以上に及ぶ施策の実施、社会情勢の変化や災害等不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、計画期間を限度として実施できるものとする。

(2) 実施期間の計算は、元気な地域づくり計画の承認を受けた年度の3月末をもって最初の1年間が経過したものとみなし、その後、年度単位で計算するものとする。

### 2 年度別経費要望調書について

(1) 実施要綱第4の2の(1)の規定による計画主体による年度別経費要望調書の作成に当たっては、元気な地域づくり計画の承認後における社会・経済情勢の変化等を勘案し、施策の規模、利用計画等について精査するものとし、その結果、事業量、規模、事業費等を変更する場合には、変更後の内容を記載することとする。

(2) 実施要綱第4の2の(1)及び(2)の規定による年度別経費要望調書の提出は、第10の(3)の元気な地域づくり交付金年度別経費要望調書によるものとする。

(3) 実施要綱第4の2の(3)の規定により提出を受けた地方農政局長は、その内容を農村振興局長へ報告するものとする。

(4) 国から都道府県への毎年度配分額は、年度別経費要望調書に基づき算出するものとする。

第5 推進体制等について

実施要綱第5の3で規定する国における総合的な指導の推進体制を整備するため、地方農政局は、交付金の効率的かつ効果的な実施に関する指導、助言その他必要な援助に一元的に対応するための体制を確立するものとする。

第6 助成

- 1 都道府県知事は、実施要綱第6の1の規定により経費として国から交付された額について、自ら作成した元気な地域づくり計画及び当該都道府県知事が承認した元気な地域づくり計画の範囲内で、経費の配分及び調整ができるものとする。
- 2 市区町村長等は、実施要綱第6の1の規定により経費として都道府県から配分された額について、承認された元気な地域づくり計画の範囲内で、経費の配分及び調整ができるものとする。
- 3 実施要綱第6の1の(1)の規定による推進活動等ソフト施策の実施に要する経費に係る国の助成対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 報 酬	委員手当
2 賃 金	日々雇用者賃金
3 報 償 費	謝金
4 旅 費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
5 需 用 費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、修繕費
6 役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料
7 委 託 料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9 物品・備品購入費	施策の実施に必要な物品や事業用機械器具等購入費

- 4 実施要綱第6の1の(2)の規定による施設整備等ハード施策の実施に要する経費に係る国の助成対象経費は、次のとおりとする。

(1) 農業生産基盤整備等

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量及び試験費 (c) 船舶及び機械器具費 (d) 営繕費 (e) 用地費及び補償費 (f) 全体実施設計費	事業に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具、車輛(乗用車を除く。)等の購入費 工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
--	---

(g) 換地費 (h) 工事雑費	「元気な地域づくり交付金（農山漁村地域活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16農振第2368号農村振興局長通知）によるものとする。
2 交換分合事業費	
3 整備推進等関係	（実施基準2のメニュー欄の3、8、12、13、20に限る。）
(a) 報酬	委員手当
(b) 賃金	日々雇用者賃金
(c) 報償費	謝金
(d) 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
(e) 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、修繕費
(f) 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料
(g) 委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
(h) 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
(i) 物品・備品購入費	施策の実施に必要な物品や事業用機械器具等購入費
(g) 給料、職員手当等	推進活動に直接従事する職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）（実施基準2のメニュー欄の8に限る。）
(k) 共済費	給料が支弁されるものに対する共済組合負担金及び保険料（実施基準2のメニュー欄の8に限る。）賃金が支弁されるものに対する社会保険料
(l) 調査試験費	技術指導費、調査試験記帳手当、調査試験用施設・資材費（実施基準2のメニュー欄の20に限る。）

(2) 農業生産施設、都市農村交流施設整備等

1 工事費	
(a) 建設工事費	
(b) 製造請負工事費	
(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具、車輛(乗用車を除く。)等の購入費
2 実施設計費	
3 工事雑費	「元気な地域づくり交付金（農山漁村地域活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16農振第2368号農村振興局長通知）によるものとする。
4 整備推進等関係	（実施基準2のメニュー欄の3、6、20に限る。）
(a) 報酬	委員手当
(b) 賃金	日々雇用者賃金
(c) 報償費	謝金
(d) 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
(e) 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料

(f) 役務費	等)、修繕費
(g) 委託料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料
(h) 使用料及び賃借料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
(i) 物品・備品購入費	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
(k) 共済費	施策の実施に必要な物品や事業用機械器具等購入費
(l) 調査試験費	給料が支弁されるものに対する共済組合負担金及び保険料 (実施基準2のメニュー欄の20に限る。)、賃金が支弁されるものに対する社会保険料
	技術指導費、調査試験記帳手当、調査試験用施設・資材費 (実施基準2のメニュー欄の20に限る。)

### (3) 附帯事務費

附帯事務費については、「元気な地域づくり交付金（農山漁村地域活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16農振第2368号農村振興局長通知）によるものとする。

- 5 実施要綱の別紙の2のメニューの農村景観等整備推進、都市農村交流・都市農業振興の連携推進、農業生産基盤の整備推進及び山村振興等地域再生の連携推進に係る支援額の合計は、都道府県ごとに元気な地域づくり整備交付金の10%以内の金額とする。

## 第7 完了報告について

- 1 実施要綱第7の3の(1)又は(3)の規定による完了報告は、第10の(4)の元気な地域づくり交付金完了報告書により行うものとする。
- 2 実施要綱第7の3の(1)の規定による完了報告の期限は、施策が完了した年度の翌年度の5月末までとする。
- 3 実施要綱第7の3の(2)又は(3)の規定による地方農政局長に対する完了報告の期限は、施策が完了した年度の翌年度の6月末までとする。

## 第8 評価について

### 1 事後評価

実施要綱第8の1の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 計画主体による事後評価は、当該計画主体が作成した元気な元気な地域づくり計画に係る次に掲げる事項について行うものとする。
  - ア 施策ごとの実績・効果（施設等利用計画の達成状況、収支決算状況等）
  - イ 指標の達成状況
  - ウ 目標の達成状況
  - エ その他必要な事項
- (2) 事後評価の報告は、第10の(5)の元気な地域づくり交付金目標達成状況報告書によるものとする。
- (3) 実施要綱第8の1の(1)の規定による事後評価の報告期限は、計画期間が終了した年度の翌年度の6月末までとする。
- (4) 実施要綱第8の1の(2)及び(3)の規定による地方農政局長に対する事後評価の報告期限は、計画期間が終了した年度の翌年度の7月末までとする。

### 2 中間点検

実施要綱第8の2の規定による中間点検については、次のとおりとする。

- (1) 都道府県が計画主体である場合  
都道府県知事は、自らが作成した元気な地域づくり計画に係る3年間の目標の達成状況見込みを把握・点検し、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 市区町村長等が計画主体である場合  
市区町村長等は、自らが作成した元気な地域づくり計画に係る3年間の目標の達成状況見込みを把握・点検し、その結果を当該市区町村等が都道府県知事に報告するものとする。
- (3) (2)の規定による報告を受けた都道府県知事は、自らの意見を付して地方農政局長に報告するとともに、計画期間内に目標達成が見込まれないと都道府県知事が判断した計画主体に対して、目標達成に向けた指導、助言、その他必要な措置を講ずるものとする。
- (4) (3)の規定による報告を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれないと地方農政局長が判断した計画主体に対して、都道府県知事と連携しつつ重点的な指導、助言、その他必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 中間点検は、計画期間の延長により4年間以上の期間となった計画についても同様に実施するものとする。
- (6) 中間点検に係る点検事項及び報告は、1の規定を準用する。
- (7) 計画主体が都道府県知事に対して行う中間点検の報告期限は、計画期間の3年度目の1月末までとする。
- (8) 都道府県知事が地方農政局長に対して行う中間点検の報告期限は、計画期間の3年度目の2月末までとする。
- (9) (3)による中間点検の報告を受けた都道府県知事は、計画期間終了時にその目標・指標等の達成が見込まれない元気な地域づくり計画に係る計画主体に対して、当該計画に係る残額の交付を見合わせるができるものとする（計画策定時から4年度目以降に効果の発現を見込んでいた場合や、経済的・社会的事情の著しい変化等、計画主体の責に帰せない場合を除く。）。

### 3 改善計画

- (1) 実施要綱第8の3の(1)又は(3)の規定による改善計画を作成する計画主体は、目標及び指標が未達成になった要因等を分析するとともに、推進体制、施設の利用計画等の見直しに関する内容の改善計画を作成するものとする（計画策定時から4年度目以降に効果の発現を見込んでいた場合や、経済的・社会的事情の著しい変化等計画主体の責に帰せない場合を除く。）。  
また、都道府県知事は、計画主体による改善計画の作成及び実施について、必要に応じ、商工業、観光業等を所掌する関係部局の協力を得て指導を行うこととする。
- (2) 実施要綱第8の3の(4)の重点的な指導は、指標の達成率が70%未満である地区においては、都道府県と連携して行うものとする。
- (3) 実施要綱第8の3の(2)又は(4)による指導等によっても元気な地域づくり計画の目標及び指標の達成に向けた改善が図られない計画主体については、都道府県知事は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体における交付金の交付を見合わせるものとする（経済的・社会的事情の著しい変化等計画主体の責に帰せない場合を除く。）。  
なお、目標及び指標の達成に向けた改善が図られない計画主体とは、指標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。

### 4 評価結果の公表について

実施要綱第8の4の規定による評価結果の公表は、交付金の成果が地域住民をはじめ広く国民に周知できるよう、インターネットのウェブサイト及び広報誌への掲載等、効果的な手法により行うものとする。

### 第9 交付指令前着工について

交付金の実施に係る交付指令前着工については、以下により取り扱うものとする。

- 1 施策の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として、国から交付金交付決定通知に基づ

く交付金交付指令（以下「指令」という。）を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した第10の(6)の元気な地域づくり交付金指令前着工届をあらかじめ事業実施主体の長から計画主体あてに提出するものとする。

2 1により提出を受けた計画主体は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長に、それぞれ指令前着工の必要性を検討の上、指令前着工届を提出するものとする。

なお、交付金交付申請書に当該工事の着工年月日を明記するとともに、備考欄に指令前着工届の文書番号及び年月日等を記載するものとする。

## 第10 交付金の様式について

次に掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 元気な地域づくり計画書（参考様式1）
- (2) 元気な地域づくり交付金都道府県実施計画書（参考様式2）
- (3) 元気な地域づくり交付金年度別経費要望調書（参考様式3）
- (4) 元気な地域づくり交付金完了報告書（参考様式4）
- (5) 元気な地域づくり交付金目標達成状況報告書（参考様式5）
- (6) 元気な地域づくり交付金指令前着工届（参考様式6）

### 附 則

1 次に掲げる要領等については、廃止する。

- (1) 美しいむらづくり支援事業実施要領（平成16年3月30日付け15農振第2554号農村振興局長通知）
- (2) 農村振興基本計画作成費交付要領（平成13年8月3日付け13農振第1196号農村振興局長通知）
- (3) 都市農業支援総合対策事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2394号農村振興局長通知）
- (4) 畑利用高度化促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2391号農村振興局長通知）
- (5) 基盤整備事業実施要領（平成10年5月20日付け10構改D第86号構造改善局長通知）
- (6) 地形図作成事業実施要領（平成10年5月20日付け10構改C第218号構造改善局長通知）
- (7) 農用地等集団化事業実施要領（平成10年5月20日付け10構改B第165号構造改善局長通知）
- (8) 交換分合附帯農道等整備事業実施要領（平成10年5月20日付け10構改B第166号構造改善局長通知）
- (9) 農用地等集団化関係事業実績の報告について（平成10年6月13日付け10構改B第848号構造改善局長通知）
- (10) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要領（平成16年3月30日付け15農振第2760号農村振興局長通知）
- (11) 田園自然環境保全整備事業実施要領（平成16年3月30日付け15農振第2630号農村振興局長通知）
- (12) 遊休農地解消総合対策事業実施要領の運用について（平成12年4月1日付け12構改B第314号農村振興局長通知）
- (13) 新規採択希望団体営土地改良事業計画地区における採択級位の決定および審査結果報告の実施要領について（昭和48年8月1日付け構改C第317号構造改善局長通知）
- (14) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の運用について（平成11年3月19日付け11構改B第323号構造改善局長通知）
- (15) 振興山村開発特別事業実施要領（平成13年3月30日付け12農振第1723号農村振興局長通知）
- (16) 里地棚田保全整備事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2425号農村振興局長通知）



知)

- 2 1の規定により廃止される要綱及び要領に基づき、平成16年度までに実施した事業及び平成16年度までに実施し、かつ、平成17年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別紙)

## 必須指標について

目的	区分	目標	成果指標	単位	定義
農村の振興	ハード	農村における情報受発信量の増加	地域の情報受発信量	B (バイト)	事業実施地域における世帯数当たりのインターネット情報受発信量
		農村景観を活かした取組の増加	農村景観に関する活動数	回	事業の実施を契機とした新たな農村景観の維持保全・利活用等の活動の回数
グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	ハード	グリーン・ツーリズム交流人口の増大	農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率	%	都市農山漁村交流を目的に市町村、農協等が補助事業等により整備し、運営管理する宿泊施設と農家民宿の宿泊者数の増加率
			都市農山漁村交流施設等における滞在者数(宿泊者数を除く)の増加率	%	都市農山漁村交流を目的に市町村、農協等が補助事業等により整備し、運営管理する施設等の滞在者数(宿泊者数を除く)の増加率
		交流ふれあい活動を通じた都市農業の振興	都市農地の利活用面積の増加	m <sup>2</sup>	都市住民のニーズである交流ふれあいや理解増進の場等の利活用面積
農業生産の基盤の整備	ソフト	遊休農地の解消	遊休農地の解消等の面積	h a	地区における遊休農地の実態等の調査対象面積及び各活動による遊休農地解消面積
	ハード	遊休農地の解消	遊休農地の解消面積	h a	土地条件整備による遊休農地の解消面積
		担い手への農地利用集積	担い手への農地利用集積率等の増加分	%	計画前後の地区内に占める担い手への農地利用集積率等の増加分
		農業用排水施設等の機能の確保	農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の増加面積	h a	計画前後の農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の増加面積
		基盤整備事業の着手	基盤整備事業の着手までの年数	年	実施後、基盤整備事業の着手までの年数
		農用地の集団化	農用地が集団化される割合	%	事業実施により地区内の分散した農地が集団化される割合
		環境保全型農業の推進	堆肥の農地施用の増加、化学肥料の使用量の低減、農薬の使用量の低減	kg/ha	事業を契機とした環境保全型農業の取り組みにおける面積当たりの以下の量(いずれか1つ以上を設定) ・堆肥の農地施用量 ・化学肥料の使用量 ・農薬の使用量
		環境保全型農業の取組面積の	環境保全型農業への取組等の増	h a	計画前後における当該地区の取組等の増加

		増加	加面積		面積
		自然環境の保全・再生	自然環境の保全・再生等に向けた取組の増加	ヶ所	事業実施地区内における環境創造に資する整備取組数
中山間地域等の振興	ハード	地域産物の販売額の増加	地域産物の販売額の増加率	%	地域内の計画時農林水産物販売額に対する目標年度における販売額の増加率
		定住人口の確保	地域内人口の増加	%	地域内の計画時人口に対する目標年度の人口増加人数（施策効果分）の割合
		交流人口の増加	地域外からの入込客数の増加率	%	計画時の地域外からの入込客数に対する目標年度における入込客数の増加率
		耕作放棄の防止	事業実施地区内における耕作放棄発生防止	%	事業実施地区内の計画時耕作面積に対する目標年度における耕作面積の割合